

幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 8 年 8 月 27 日
幕別町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

幕別町農業委員会は、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和 15 年を目標とし、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 8 年 3 月)	22,500ha	0ha	0%
3 年後の目標 (令和 11 年 3 月)	22,500ha	0ha	0%
目 標 (令和 15 年 3 月)	22,500ha	0ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

毎年 8 月に重点的に行っている農地パトロールと合わせて、農業委員の日常の活動により遊休農地の発生防止に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	22,500ha	21,297ha	94.7%
3年後の目標 (令和11年3月)	22,500ha	21,375ha	95.0%
目 標 (令和15年3月)	22,500ha	21,375ha	95.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 担い手への集積率は94.7%と高い割合であるが、継続して経営主の高齢化等により供給される農地について、担い手へ集積されるよう努める。
- ② 町、農業振興公社、農業協同組合等と連携し、農業経営基盤強化促進事業の活用を図る。
- ③ 町、農業振興公社、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理事業の活用を図る。
- ④ 農業委員の日常活動や、広報誌の活用により、農地の利用集積に係る制度の周知を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和8年3月）	1 人 3 2 （ha）	1 法人 1 0 （ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	1 人 5 0 （ha）	1 法人 1 0 （ha）
目 標 （令和15年3月）	1 人 5 0 （ha）	1 法人 1 0 （ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 新規参入者の受入・育成を行っている農業振興公社の「アカデミー事業部会」において、就農可能な農地情報の提供等を行い、新規参入希望者が確実に定着し、安定した農業経営が行えるよう支援を行う。
- ② 新規参入者の就農後は、地域で担い手を受入れる体制作りに努め、地域と連携しながら農地の確保に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

幕別町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、幕別町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農業者への声掛け等による意向調査
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力